

平成29年10月23日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

仮想通貨（ビットコイン等）の税務上の取扱

近年、インターネットで支払手段として利用され、また投機の対象となるなど、ビットコインに代表される仮想通貨の取引が活発化するなか、財務省・国税庁は仮想通貨の税務上の取扱を明らかにしました。

これは「改正資金決済法」（平成29年4月1日施行）により仮想通貨は法定通貨ではないものの支払手段として利用できる財産的価値のあるものとしてその位置づけが明確にされたためです。

◎改正資金決済法（平成29年4月1日施行）

改正資金決済法は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換事業者が破綻し利用者が被害を受けたことや、マネーロンダリング及びテロ資金供与規制の国際的要請を背景として制定されました。改正資金決済法により、法的に「仮想通貨」が改めて定義され、法定通貨と同じ支払の手段であると位置付けられました。

また仮想通貨交換事業は予め財務局長の登録を受けた者のみが営むことができることとされ、登録を受ける仮想通貨交換事業者には、利用者保護、マネーロンダリング及びテロ資金供与防止対策が義務付けられています。なお登録を受けた仮想通貨交換事業者・その取扱仮想通貨は金融庁ホームページ（<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pd>）で確認できます。

◎仮想通貨の購入・売却に係る消費税は非課税

上記「改正資金決済法」により、仮想通貨が法的に法定通貨と同じ支払の手段であると位置付けられたことを受け、財務省は平成29年度税制改正で、平成29年7月1日以後の仮想通貨の購入・売却に係る消費税を非課税としました。（平成29年6月30日以前は、課税扱）

◎仮想通貨の取引による所得は雑所得（総合課税）

代表的仮想通貨であるビットコインの価格はここ数年で跳ね上がっておりその売買差益は所得として課税されます。国税庁はホームページで売買差益等、仮想通貨の使用による損益は原則として雑所得に該当する（事業として継続的に取引を繰り返す場合は事業所得）ことを明らかにしました。この雑所得は総合課税で課税され、同じく仮想通貨の使用により生じた損益や総合課税の公的年金等の雑所得とは損益通算できませんが、FX（外国為替証拠金取引）等の申告分離課税が適用される雑所得とは損益通算できません。

・仮想通貨が使用される場合と所得として課税される時期

法定通貨に換金された場合・・・換金時

別の仮想通貨交換した場合・・・交換時

仮想通貨で資産を購入した場合・・・購入時

仮想通貨を採掘した場合・・・採掘時（但し採掘は多大なコンピュータシステムの稼働による相当の作業が想定されるので事業所得に該当するが多い）